

高齢者虐待防止及び身体拘束廃止に関する指針

はくい農業協同組合 福祉ふれあい課

当法人が運営する高齢者福祉事業では、高齢者虐待及び身体拘束は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法等の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待防止及び身体拘束廃止に努めます。

1. 基本方針

以下の高齢者虐待及び身体拘束を禁止する。また、下記以外にも、虐待と思われる「不適切なケア」を行わないこととする。

①身体的虐待

利用者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴力を加えること。また正当な理由もなく身体を拘束すること。

②介護・世話の放棄・放任

意図的、結果的であるかを問わず、行うべきサービス提供を放棄または放任し、利用者の生活環境や、身体・精神状態を悪化させること。

③心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、または著しく拒絶的な対応、その他の利用者に心理的外傷を与える言動を行うこと。

④性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること、または利用者にわいせつな行為をさせること。

⑤経済的虐待

利用者の同意なしに金銭を使用する、または利用者が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

⑥身体拘束

ひもや抑制帯、ミトンなどの道具を使用して、ベッドや車椅子に身体を縛ったりすること。また、身体の動きを道具により制限するというだけでなく、部屋に閉じ込めて出られないようにする、あるいは、向精神薬などを飲ませて動けなくすること。

1) 日常の介護における留意事項

法令順守および運営方針を日常活動に反映していくために、以下のことに留意して取り組む。

①利用者主体の行動・尊厳ある生活になるよう援助する。

②言葉や応対等で利用者の精神的な自由を妨げない。

- ③利用者の思いを汲み取り利用者の意向に沿ったサービスを提供する。
- ④どの職種にも応じた丁寧な対応に努める。
- ⑤利用者の安全を確保する観点から利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げない。やむを得ず安全確保を優先する場合は高齢者虐待防止・身体拘束適正化検討委員会において検討する。
- ⑥「やむを得ない」と思い込み拘束に準ずる行為を行っていないか常に振り返りながら、利用者の尊厳を保持した生活をしていただけるよう援助する。
- ⑦暴力など明らかな虐待行為は、犯罪であり即時報告を行う。
- ⑧適切でない言動を見て見ぬふりをしない。

2. 委員会・体制に関する事項

1) 高齢者虐待防止・身体拘束適正化検討委員会の設置

(1) 目的

高齢者虐待防止・身体拘束適正化検討委員会を設置し、虐待防止・身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善、身体拘束を実施せざるを得ない場合の手続き、身体拘束を実施した場合の解除の方法等を検討するとともに、身体拘束廃止に関する取り組み等を全職員へ指導する。

(2) 高齢者虐待防止・身体拘束適正化検討委員会の構成

本委員会の運営責任者は福祉ふれあい課長とし、各事業所の管理者、生活相談員、介護職員、看護職員等とする。

(3) 高齢者虐待防止・身体拘束適正化検討委員会の開催

定期的に6ヶ月に1回（5月、11月）開催し、その他必要な都度（緊急身体拘束廃止委員会）を開催します。

(4) 高齢者虐待防止・身体拘束適正化検討委員会の役割

- ①施設内等での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- ②身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ③身体拘束廃止に関する職員への指導
- ④提供する介護サービスの点検及び虐待に繋がりにくい不適切なケアの改善による介護の質を高めるための取組みに関すること
- ⑤施設職員が一体となって、権利擁護や虐待防止の意識の醸成と、認知症ケア等に対する理解を高める研修の実施及び教育等の取組みに関すること

- ⑥虐待防止のための指針、マニュアルの整備に関すること
- ⑦職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ⑧虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ⑨再発防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

3. 職員研修に関する基本方針

- ①職員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止を徹底します。
- ②実施は、年2回以上行います。また、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施します。
- ③研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し保存します。

4. 虐待等の疑いが発生した場合の対応方法に関する基本方針

- ①虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。
- ②また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

5. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

- ①職員は利用者、利用者家族または職員から虐待の通報があるときは、本指針に沿って対応しなければならない。
- ②虐待等が疑われる場合は関係機関に報告し速やかな解決につなげる。
- ③居宅等における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。
- ④虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに委員会責任者へ報告する。委員会責任者は委員会を開催し、速やかに市町村に通報しなければならない。
- ⑤必要に応じて、関係機関等に対して説明し、報告を行う。
- ⑥報告、解決の手順は高齢者虐待防止・身体拘束廃止マニュアル参照

6. 成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者及びその家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行います。

7. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- ①虐待等の苦情相談について、苦情受付担当者（各事業所の管理者）は、寄せられた内容について苦情解決責任者（委員会責任者）に報告します。
- ②苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないように、細心の注意を払います。
- ③苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告します。

8. 利用者等に対する指針の閲覧に関する事項

本指針は、いつでも施設内にて閲覧ができるように備え置くとともに、ホームページ上に公開します。

9. 附則

この指針は、令和5年12月1日より施行する。